

答申書

事件番号令和 5 年度第 3 号
答申日令和 6 年 2 月 20 日
山形県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

処分庁（山形県知事）による精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を交付しない旨の決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人〇〇が令和 5 年 4 月 11 日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第 2 事案の概要

本件は、処分庁が令和 5 年 3 月 28 日付けで審査請求人に対して行った精神障害者保健福祉手帳を交付しない旨の決定処分に対し、審査請求人が、認知症は本手帳制度の対象とされている等と主張して処分の取消しを求める事案である。

第 3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）（以下「法」という。）第 45 条第 1 項は、「精神障害者（知的障害者を除く。（略））は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。」と規定し、同条第 2 項は、「都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。」と規定している。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 1 項は、「法第 45 条第 2 項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第 3 項に規定する障害等級に該当する程度のもとする。」と規定し、第 3 項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級に区分することとしている。

障害の具体的な基準は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日付け健医発第 1133 号、厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準通知」という。）により定められている。この判定基準通知の中で、障害等級の判定については、「(1) 精神疾患の存在の確認、(2) 精神疾患（機能障害）の状

態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる」こととされている。

また、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日付け健医精発第46号、厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「課長通知」という。）において、「精神疾患（機能障害）の状態の判定」及び「能力障害（活動制限）の状態の判定」については、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」こととされている。

- (2) 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）第1により、精神障害者保健福祉手帳の目的は、「一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ること」とされている。

また、実施要領第2の3(2)により、都道府県知事は、医師の診断書による申請については、手帳の交付の可否及び障害等級の判定を、当該都道府県に置かれている精神保健福祉センターに行わせるものとされており、判定を行う者については、原則として、精神保健指定医を含めるものとされている。

本県における手帳の交付については、山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）により、山形県精神保健福祉センターにおいて判定会議を開催し、その可否を判定することとされている。

2 処分内容及び理由

処分庁は、処分の理由として、「障害の中心は『認知症』であり、その場合は本手帳の主旨（交付目的）からみて、既に本手帳の交付対象となる病状とは認められないため。」と記載し、手帳の交付申請に対して承認しない旨の決定を行い通知した。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和5年4月11日、審査請求人より本件処分に対する審査請求書が提出された。

令和5年4月25日、審理員が指名された。

令和5年10月11日、処分庁より弁明書が提出された。

令和5年12月13日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和6年2月7日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分の取消しを求める。

ア 不交付の理由について、障害の中心は認知症であるとして手帳の交付を拒否

しているが、認知症も手帳交付の対象となっている。

イ 主たる精神疾患である躁鬱病を考慮して再度審査を行い、手帳を交付するよう求める。

2 処分庁の主張の要旨

申請時に提出された診断書（以下「本件診断書」という。）には、「躁うつ病」と記載されたところだが、「症状の再燃なく経過している」とあり、記載されている内容から、判定会議では、日常生活、社会生活に現在主として影響を与えていると考えられる精神障害は、従たる精神障害として記載された「アルツハイマー型認知症」であるとの結論に達している。また、判定会議において、アルツハイマー型認知症は、法に規定されている精神疾患であるが、機能障害とそれに基づく能力障害が進行性であることから、障害が固定しているとは言えないほか、経時的には介護支援に向かい、精神障害者の「自立と社会参加の促進を図る」という手帳の目的からかけ離れていくものであると判断し、今回の申請について、手帳の交付対象にはならないと決定したものである。

なお、認知症の中でも、ある程度の段階で固定している認知症があり、また、若年性認知症の一部には同年代の人との乖離から手帳の交付に値する場合がありますことから、そのような場合は総合的に判断して手帳の交付を行っているものである。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分は不当とすべき事実は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見の理由

(1) 本件処分に係る手続きについて

本件処分にあたり、処分庁は実施要領及び事務処理要領に基づき、精神保健指定医3名が出席する判定会議を開催して手帳の交付の可否を判定したものであり、判定の過程における不備は認められない。

(2) 申請時に提出された診断書における精神障がいの状態と障害等級判定基準における障がいの状態の比較について

本件診断書における「精神疾患の存在」について、本件診断書の主たる精神障害が「躁うつ病」、従たる精神障害が「アルツハイマー型認知症」となっているが、判定会議において、判定した精神保健指定医3名は、本件診断書に記載されている内容から、日常生活、社会生活に現在主として影響を与えていると考えられる精神障害は、「アルツハイマー型認知症」が適当であるとの結論に達している。

また、アルツハイマー型認知症は、法に規定されている精神疾患であるが、その機能障害とそれに基づく能力障害が進行性であることから、障害が固定しているとは言えないほか、経時的には介護支援に向かい、精神障害者の「自立と社会参加

の促進を図る」という手帳の目的からかけ離れていくものであることから、手帳の交付対象ではないと判断されたものである。

この判断は、課長通知のとおり、現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮しているほか、手帳の目的等を総合的に考慮し適切になされたものである。

上記により、本件審査請求の対象となる手帳交付の可否の判定を不当とすべき事実は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

本件処分は不当とすべき事実は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

審理員意見書のとおりである。

第7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 論点整理

(1) 本件処分に係る判定の手続きは適正であったか、また(2) 申請時に提出された診断書に記載された精神障がいの状態が手帳交付の障害等級判定基準に照らして適正に判定されたかについて判断する必要がある。

3 本件処分について

(1) 山形県では、手帳の交付について、事務処理要領により、山形県精神保健福祉センターにおいて判定会議を開催し、その可否を判定することとされている。本件処分の決定にあたっては、処分庁は、精神保健指定医3名が出席する判定会議を開催し手帳交付の可否を判定しており、本件処分の判定に係る手続きに不備は認められない。

(2) 申請時に提出された診断書に記載された精神障がいの状態については、本件診断書の主たる精神障害が「躁うつ病」、従たる精神障害が「アルツハイマー型認知症」と記載されたところであるが、判定会議において、判定した精神保健指定医3名は、本件診断書に記載されている内容から、日常生活、社会生活に現在主として影響を与えていると考えられる精神障害は、「アルツハイマー型認知症」が適当であるとの結論に達している。アルツハイマー型認知症は、法に規定されてい

る精神疾患であることが確認されており、判定基準に示されている「(1)精神疾患の存在の確認」が行われたことが認められる。

次に判定会議では、判定基準に基づく「(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認」及び「(3)能力障害(活動制限)の状態の確認」にあたり、アルツハイマー型認知症の場合、その機能障害とそれに基づく能力障害が進行性であることから、障害が固定しているとは言えないとしている。そして、経時的には介護支援に向かい、精神障害者の「自立と社会参加の促進を図る」という手帳の目的からかけ離れていくものであると判断し、手帳の交付対象には当たらないと判定したものである。これは、課長通知に基づき、現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を考慮しているほか、精神障害者の「自立と社会参加の促進を図る」という手帳の目的も考慮したうえで医学的に判定されたものである。

以上のことから、手帳の交付に至らないと決定した本件処分については、請求人の精神障がいの状態や手帳の目的等を考慮し、医学的な観点から総合的に判定されたものであり、違法又は不当とすべき事実は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫